2018年 法改正 労働基準法

法34条休憩の事由利用の原則の例外(自由に利用させる必要のない場合)

平成30年4月1日 施行(追加)

適用除外者	手続き
①警察官、消防吏員、常勤の消防団員、准救急隊員及び	当然に適用除外
児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	(<u>手続不要</u>)
②乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児	あらかじめ
童と起居をともにする者	所轄労働基準監督署長
	の許可が必要
③居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者	当然に適用除外
として保育を行う者	(<u>手続不要</u>)
(同一居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時	
に保育を行う場合を除く。)	

平成30年4月1日以降、准救急隊員が追加。 消防法の改正により追加されています。

(施設関係の覚え方)

- ●「児童自立」と「家庭的」とくれば、 手続不要
- ●それ以外は、許可が必要

	手続き
① 児童自立支援施設に勤務する職員+児童と起居	手続不要
③ 居宅訪問型保育事業(<mark>家庭的</mark> 保育者)	
② 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員	許可必要
+児童と起居	